

8(4) 容器検査所登録申請の手引

令和8年4月

千葉市消防局予防部指導課

平成30年4月1日より千葉市内（特定製造事業所内の区域を除く）における高圧ガス保安法に係る各種手続きの窓口が千葉市消防局となりましたので、ご注意ください。

目 次

第1章 申請（届出）に必要な書類等	2
第2章 所管行政機関と窓口	4
第3章 記載例	4

本手引きについて

高圧ガス保安法第49条第1項の規定により、容器再検査を行う場合は検査所ごとに容器検査所の登録を受ける必要があります。

また、登録を受けてから5年毎に更新の手続きが必要となります。

本手引きは、容器検査所の登録や更新その他容器検査所に係る各種手続きについて案内するものです。

この手引きは随時改訂されるので、最新版を入手すること

(改訂履歴)

改訂年月日	改訂の概要	該当ページ
R8.4.1	新たに作成	

第1章 申請（届出）に必要な書類等

1 容器検査所の登録申請の場合（必要部数：2部）

（1）登録を受ける必要がある場合

- ア 新規に容器検査所を設けようとする場合
- イ 相続、合併、分割、譲渡、法人化又は組織変更等により、登録を受けた者が変更する場合
- ウ 登録を受けた検査所が、検査する容器又は附属品の種類を変更する場合

（2）登録の有効期

5年（高圧ガス保安法施行令第12条の2）

（3）必要書類等

- ア 容器検査所登録申請書
- イ 検査設備明細書
設備の型番等を確認するため、図面、仕様書又は写真を添付してください。
- ウ 検査所の案内図
最寄りの駅又はバス停を示す等、検査所の位置がわかる資料を添付してください。
- エ 検査所の配置図
事業場の平面図に検査作業場所の位置を明記してください。なお、自動車燃料装置用容器関係の場合は自動車分解整備事業認証申請書の表・裏の写しで可とします。
- オ 検査工程表／作業手順・方法・検査の判断基準書
自社で策定しているもの又は他の手引き等を参照している場合はその写しを添付してください。
- カ 再検査成績表（容器保安規則第71条第1項の内容を確認する資料）
空欄のものを添付してください。
- キ 登記簿謄本の写し
個人申請の場合は、住民票を添付してください。
- ク 申請手数料 **※現金**
16,000円

※その他、検査主任者の選任が必要となります。（4 検査主任者を選任・解任した場合を参照）

2 容器検査所の登録更新申請の場合（必要部数：2部）

（1）容器検査所登録更新申請書

（2）（1）のほか、上記1「容器検査所の登録申請の場合（3）必要書類等」と同じ。

※容器検査所の登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によってその効力を失います。（高圧ガス保安法第49条の9・高圧ガス保安法施行令第11条）
なお、登録の有効期間が満了する1月前までに申請を行うようにしてください。

3 容器検査所の廃止の場合（必要部数：2部）

- (1) 容器検査所廃止届書
- (2) 容器検査所登録票（登録時に交付した登録票の原本）※

※容器検査所登録票は、次に掲げる場合、遅滞なく事業場の所在地の所管行政機関へ返納しなければなりません。（容器保安規則第32条第2項・国際相互承認に係る容器保安規則第23条第2項）

- ・ 交付を受けた日から5年を経過したとき
- ・ 容器検査の業務を廃止したとき
- ・ 登録を取り消されたとき

4 検査主任者を選任・解任した場合（必要部数：2部）

- (1) 検査主任者届書
- (2) 製造保安責任者免状の写し又は容器保安規則第34条各号に規定する資格※を証する書面（選任の場合のみ）

※容器保安規則第34条各号に規定する資格について

- ア 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に1年以上従事した者
- イ 学校教育法による高等学校において工業に関する課程を修めて卒業し、高圧ガスの充填の作業、容器若しくは附属品の製造又は容器若しくは附属品の検査の実務に2年以上従事した者
- ウ 容器若しくは附属品の製造の作業又は容器若しくは附属品の検査の実務に3年以上従事した者
- エ 専ら圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器並びにこれらの容器に装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技術検定規則第2条に基づく1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の資格を有する者
- オ 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器及びこれらに装置されている附属品を検査する容器検査所にあつては、自動車整備士技術検定規則第2条の規定に基づく1級大型自動車整備士、1級小型自動車整備士、1級二輪自動車整備士、2級ガソリン自動車整備士、2級ジーゼル自動車整備士又は2級二輪自動車整備士の資格を有する者

5 代表者等が変更となった場合（必要部数：2部）

- (1) 代表者等変更届書
- (2) 登記簿謄本の写し

第2章 所管行政機関と窓口

平成30年4月1日から、千葉市内における高圧ガス保安法に係る一部の事務について、所管行政機関が千葉市になりました。なお、千葉市を除く千葉県内の場合は、千葉県防災危機管理部産業保安課が窓口となります。

1 事業所所在地が千葉市内の場合

千葉市消防局予防部指導課

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号

千葉市消防局4階

TEL 043-202-1672

2 事業所所在地が千葉市内を除く千葉県内の場合

千葉県防災危機管理部産業保安課

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

県庁中庁舎（下記地図の「2」の建物）7階

千葉県防災危機管理部産業保安課保安対策室

TEL 043-223-2729（液石則）、2736・2737（左記以外）



【電車でお越しの方】

- ・JR外房線・内房線 本千葉駅下車
- ・京成電鉄 千葉中央駅下車

【モノレールでお越しの方】

- ・千葉モノレール 県庁前駅下車

【バスでお越しの方】

- ・バス停「県庁前」下車

（JR千葉駅からは、東口バス乗り場2・3・5番利用）

第3章 記載例

No.	様式名	備考
①	容器検査所登録申請書	容器保安規則第30条に基づく法定様式
②	検査設備明細書	容器保安規則第33条関係を確認する任意様式
③	容器検査所登録更新申請書	容器保安規則第31条に基づく法定様式
④	容器検査所廃止届書	容器保安規則第39条に基づく法定様式
⑤	検査主任者届書	容器保安規則第35条に基づく法定様式
⑥	代表者等変更届書	容器検査所の代表者・事務所（本社）所在地が変更となった場合の様式（千葉市規則※第19条関係）

※千葉市高圧ガス保安法施行細則

様式第5 (第30条関係)

容器検査所登録申請書	×整理番号	
	×受理年月日	
	×登録番号	
名称	●●株式会社 千葉店	
容器検査所所在地	千葉市●●区●丁目●番●号 電話：043-●●●●-●●●●	
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類	1 内容積500リットル以下の●●容器 (液化酸素、液化窒素・・・) 2 上記に係る附属品	
欠格事由に関する事項	1 高压ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者	なし
	2 高压ガス保安法第53条の規定による容器検査所の登録を取り消され、取消の日から2年を経過しない者	なし
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	なし
	4 法人であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるものの	なし

令和●年●月●日

●●株式会社

代表者 氏名 代表取締役 ●● ●●

千葉市長 殿

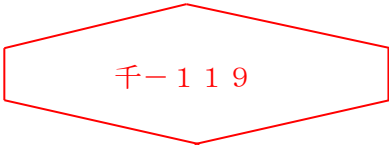
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

(容器則第33条関係)

検査設備明細書

事業所名	千葉商株式会社 長洲工場		
本社所在地	千葉市中央区長洲1-2-1		
代表者名	代表取締役 千葉 太郎	電話 (本社)	043-202-1672
検査所所在地	千葉市中央区長洲1-2-1		
検査主任者名	千葉 花子	電話 (検査所)	043-202-1672
検査所に従事する従業員数	10名	検査に従事する者の数	5名
容器の種類及び附属品の種類	1 内容積500リットル以下の溶接容器 2 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器 3 上記に係る附属品		
検査設備の基準 (以下の該当する容器の欄に記載してください)			
<input checked="" type="checkbox"/> アルミニウム合金製スクーバ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器、一般複合容器 ※容器則第33条第1号関係		所有する設備の型式等	
イ	さび落とし設備、洗浄、乾燥設備	・ショットブラスト	
ロ	傷、腐食等の寸法測定設備	・スケール (JIS B7516適合) ・ノギス (JIS B7507適合) ・デプスゲージ (JIS B7518適合)	
ハ	超音波探傷試験により確認する設備 (半導体製造用継目なし容器)	・超音波厚さ計	
ニ	内面の検査設備 (内部照明)	・内部照明器	
ホ	圧力計、膨張計	・圧力計 (JIS B7505) ・膨張計 (最小目盛0.1cc)	
ヘ	残ガス回収設備 (可燃性・毒性)	・回収用集合配管によりガスホルダーへ回収	
ト	塗装厚さの測定設備 (液化石油ガス及び半導体製造用継目なし容器)	・膜厚計	
<input type="checkbox"/> 超低温容器 ※容器則第33条第2号関係		所有する設備の型式等	
	気密試験・断熱性能試験設備		

<input checked="" type="checkbox"/> 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器 ※容器則第33条第3号関係		所有する設備の型式等
イ	容器表面の洗浄設備	<ul style="list-style-type: none"> ・エアーガン ・ワイヤーブラシ ・スクレパ
ロ	容器外面の照明検査設備	<ul style="list-style-type: none"> ・白熱灯（蛍光灯） ・鏡
ハ	傷、腐食の寸法測定の設定備	<ul style="list-style-type: none"> ・スケール（JIS B7516適合） ・ノギス（JIS B7507適合） ・デプスゲージ（JIS B7518適合）
ニ	漏えい試験設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス検知器 ・ガス漏れ検知液 ・圧力計（JIS B7505）
<input type="checkbox"/> 液化天然ガス自動車燃料装置用容器 ※容器則第33条第4号関係		所有する設備の型式等
イ	容器表面の洗浄設備 容器外面の照明検査設備 傷、腐食の寸法測定の設定備 漏えい試験設備	
ロ	断熱性能試験・保冷性能試験設備	
<input checked="" type="checkbox"/> 附属品（次欄の附属品以外の附属品） ※容器則第33条第5号関係		所有する設備の型式等
	気密試験・性能試験設備	<ul style="list-style-type: none"> ・圧縮機、充てん容器、配管 ・圧力計（JIS B7505）
<input checked="" type="checkbox"/> 附属品（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素運送自動車用容器に装置されている附属品） ※容器則第33条第6号関係		所有する設備の型式等
	漏えい試験設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス検知器 ・ガス漏れ検知液 ・圧力計（JIS B7505）
<input type="checkbox"/> 国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際相互承認天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認液化天然ガス自動車燃料装置用容器、国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器 ※国際容器則第24条第1号関係		所有する設備の型式等
イ	容器表面の洗浄設備	
ロ	容器外面の照明検査設備	
ハ	傷、腐食等の寸法測定の設定備	
ニ	漏えい試験設備	
ホ	断熱性能試験	
<input type="checkbox"/> 附属品（国際容器則に係るもの）		所有する設備の型式等

※国際容器則第24条第2号	
漏えい試験設備	
作業工程	別紙「作業工程表」のとおり
兼業の有無及び内容	充填所の作業と兼務（検査主任者不在の時は作業しない）
備 考	検査所の名称の符号
<p>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係る再検査の手順及び方法、判断基準については、（一社）日本ガス協会発行の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び附属品再検査の手引きに準じて行います。</p>	 <p>千-119</p>

様式第6 (第31条関係)

容器検査所登録更新申請書	×整理番号	
	×受理年月日	
	×登録番号	
名称	●●株式会社 千葉店	
容器検査所所在地	千葉市●●区●丁目●番●号 電話：043-●●●●-●●●●	
容器再検査をする容器の種類及び附属品再検査をする附属品の種類	1 内容積500リットル以下の●●容器 (液化酸素、液化窒素・・・) 2 上記に係る附属品	
欠格事由に関する事項	1 高压ガス保安法第7条第1号又は第2号に掲げる者	なし
	2 高压ガス保安法第53条の規定による容器検査所の登録を取り消され、取消の日から2年を経過しない者	なし
	3 心身の故障により容器再検査又は附属品再検査を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者	なし
	4 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるものの	なし

令和●年●月●日

●●株式会社

代表者 氏名 代表取締役 ●● ●●

千葉市長 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

様式第9 (第39条関係)

【No.④】

容器検査所廃止届書	×整理番号	
	×受理年月日	
名 称	●●株式会社 千葉店	
容器検査所所在地	千葉市●●区●丁目●番●号 電話：043-●●●-●●●●	
業務廃止年月日	令和●年●月●日	
業務廃止の理由	検査所が移転したため	

令和●年●月●日

●●株式会社

代表者 氏名 代表取締役 ●● ●●

千葉市長 殿

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の項は記載しないこと。

検査主任者届書	× 整 理 番 号	
	× 受 理 年 月 日	
名 称	●●株式会社 千葉店	
容 器 検 査 所 所 在 地	千葉市●●区●●丁目●●番●●号	
選 任	製造保安責任者免状の種類	乙種機械
	検 査 主 任 者 の 氏 名	●● ●●
解 任	製造保安責任者免状の種類	甲種化学
	検 査 主 任 者 の 氏 名	●● ●●
選 任 年 月 日	令和●●年●●月●●日	
解 任 の 理 由	人事異動のため	

令和●●年●●月●●日

●●株式会社

代表者 氏名 代表取締役 ●● ●●

千葉市長 殿

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 製造保安責任者免状の種類は、製造保安責任者免状の交付を受けている者のみ記載すること。

令和●●年●●月●●日

(あて先) 千 葉 市 長

届出者
 住 所 (所在地) 千葉市●●区●●丁目●●番●●号
 氏 名 (名 称) ●●株式会社
 (代表者氏名) 代表取締役 ●● ●●

代 表 者 等 変 更 届 書	容 器	× 整 理 番 号	
		× 受 理 年 月 日	
名 称 (事業所の名称を含む。)		●●株式会社 千葉店	
事 務 所 (本 社) 所 在 地		千葉市●●区●●丁目●●番●●号	
事 業 所 所 在 地		千葉市●●区●●丁目●●番●●号	
変 更 の 内 容	変 更 前	代表取締役 ▲▲ ▲▲	
	変 更 後	代表取締役 ●● ●●	

× 事 業 所 コ ー ド	連 絡 担 当 者	所 属	電 話 番 号
	●● ●●	●●●●	電 子 メ ー ル ア ド レ ス 0 4 3 - ●●●● - ●●●● ●●●●@●●●●.ne.jp

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。
 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事業所の所在地を記入すること。
 3 ※印欄は、記入しないでください。